



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：国連安全保障理事会による対イラン追加制裁決議案採択

国連安全保障理事会は9日午前（日本時間10日未明）、米国などが提出した対イラン追加制裁決議案（安保理決議1929）を採択した〔賛成12、反対2（ブラジル、トルコ）、棄権1（レバノン）〕。今回の制裁決議は、イランに対し「遅滞ないウラン濃縮の停止」を改めて要求している。制裁の実施状況を監視する8人程の専門家パネルの設置も盛り込まれ、制裁の精度の向上を目指している。付属文書では制裁対象として新たに、革命防衛隊の関連企業を含む40団体と1個人が指定された。資産凍結の対象となる団体や個人は、過去の決議において指定されたもの〔安保理決議1737（2006年）、1747（2007年）で指定〕と合わせて、大幅に拡大されたことになる。

決議の内容

(1) 武器禁輸、(2) 渡航拒否、(3) 金融制裁、(4) 貨物検査、を強化することが主軸である。イランの核・弾道ミサイル関連の開発を推進する組織、企業の活動を大幅に制限するとともに、イランによる禁止品の密輸摘発を目指している。

アフマディーネジャード大統領の支持基盤であり、核・弾道ミサイル開発への関与が指摘されるイラン革命防衛隊関連の個人や団体を資産凍結の対象に追加した。対象リストには、革命防衛隊傘下の15団体、国営海運会社（イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライズ）傘下の3団体が含まれる。制裁対象となった個人は、イラン原子力エネルギー機構（AEOI）のエスファハーン原子力技術研究所のジャヴァード・ラヒーギー（Javad Rahiqi）所長であり、資産凍結の他、渡航拒否が科せられる。

(1) 武器禁輸

国連加盟国に対し、戦車や戦闘機、ミサイルなど8種類の武器および関連品を、イランに輸出することを禁止している。核兵器の運搬が可能な弾道ミサイルに関しては、発射も禁止し、イランへの技術移転も禁止する。

(2) 渡航拒否

今回の決議1929および、過去に採択された決議1737（2006年）、1747（2007年）において指定された個人の渡航を拒否する。

(3) 金融制裁

核・弾道ミサイルに関連するイランの国外投資を禁じ、国連加盟国に対しては、核・ミサイル開発に関わるとされるイラン系銀行の支店開設を認めないよう求め、武器開発の資金源を断つことを目指している。金融制裁における新たな措置として、イランによる国外のウラン鉱山、核関連物資・技術および弾道ミサイル技術関連への投資も禁止している。

(4) 貨物検査

船舶・航空機の貨物検査に関しては、国連の全加盟国に対し、戦車など大型兵器の対イラン輸出禁止やイランに出入りする貨物の検査を要請しており、制裁逃れの通報を求め、制裁逃れを手助けした団体や個人も制裁対象とする。

ウラン濃縮関連物資などが含まれていると疑われる貨物への検査については、従来は特定の団体が扱う貨物のみが対象で、限定的であった。今回の決議案ではイラン発着の全貨物に対象を広げている。公海上の臨検についても、核兵器やミサイル関連物資を積むとみられるすべての貨物船について、港湾だけでなく公海上でも検査を行うよう求めており、船舶の所属国の同意があれば実施できるとした。

さらに、禁止品を輸送した船舶には、バンカリング（bunkering。船舶に燃料などを積み込むこと）を禁止するとともに、国営海運会社による船舶登録偽装に関する情報提供を呼びかけている。

付属文書の内容（制裁対象団体および個人名）

リスト1；核開発・弾道ミサイル開発に関連する個人および企業

企業	<ol style="list-style-type: none">1. Amin Industrial Complex2. Armament Industries Group3. Defense Technology and Science Research Center4. Doostan International Company5. Farasakht Industries6. First East Export Bank, P. L. C.7. Kaveh Cutting Tools Company8. M. Babaie Industries9. Malek Ashtar University10. Ministry of Defense Logistics Export11. Mizan Machinery Manufacturing12. Modern Industries Technique Company13. Nuclear Research Center for Agriculture and Medicine14. Pejman Industrial Services Corporation15. Sabalan Company16. Sahand Aluminum Parts Industrial Company (SAPICO)17. Shahid Karrazi Industries18. Shahid Satarri Industries19. Shahid Sayyade Shirazi Industries20. Special Industries Group21. Tiz Pars22. Yazd Metallurgy Industries
個人	Javad Rahiqi: Head of the Atomic Energy Organization of Iran (AEOI) Esfahan Nuclear Technology Center

リスト 2 ; イラン革命防衛隊関連企業

1. Fater (or Faater) Institute
2. Gharagahe Sazandegi Ghaem
3. Ghorb Karbala
4. Ghorb Nooh
5. Hara Company
6. Imensazan Consultant Engineers Institute
7. Khatam al-Anbiya Construction Headquarters
8. Makin
9. Omran Sahel
10. Oriental Oil Kish
11. Rah Sahel
12. Rahab Engineering Institute
13. Sahel Consultant Engineers
14. Sepanir
15. Sepasad Engineering Company

リスト 3 ; イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライNZS 関連企業

1. Irano Hind Shipping Company
2. IRISL Benelux NV
3. South Shipping Line Iran (SSL)

評価

新たな制裁によりイランに対する圧力は一段と強まる。ただし、2008 年採択の安保理決議 1803（インドネシアが棄権）と同様、安保理が一致団結することはできなかった。ウラン国外加工案（テヘラン宣言）合意において、仲介役を果たしたにもかかわらず面目をつぶされたブラジルとトルコだけでなく、イラン国内に有する権益への影響を懸念する中国とロシアとの調整にも時間を要した。

米国は今回の決議においてロシアと中国の賛成を得ることができたわけだが、この決議がイラン政府にとってどれだけ打撃になるかは不透明であり、それほど影響を与えないだろうとする見方もある。米国や EU 諸国は、今回の安保理決議よりも一層厳しい制裁案を用意しているという。とはいえ、米国はイランとの対話を継続する意向を示している。

インフレや高い失業率が続くイランの経済状況についても懸念される。今回の制裁決議は、イランの人々にさらなる深刻な影響を与えかねない。安保理決議 1929 採択に際しては、産油国ながら精製能力が低く、ガソリンや軽油を輸入しているイランに対し、石油の禁輸措置も考慮されたが、国民生活への影響が大きすぎるとして見送られた。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799